

特定健診・事業者健診の随時提出に係るお知らせ

データ支援部
ナショナルデータベース課

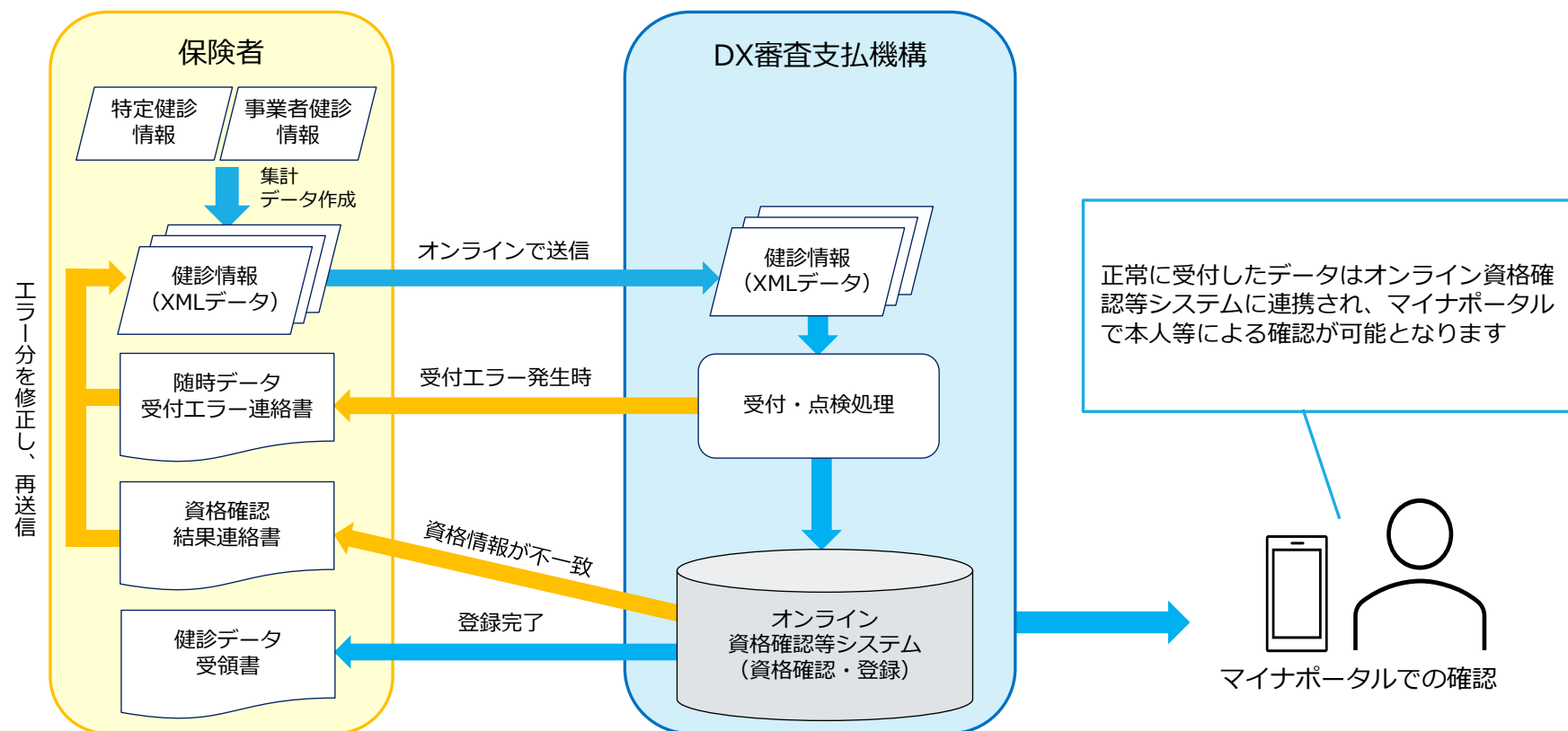
- **1 業務処理概要**
- **2 閲覧用ファイルの作成**
- **3 閲覧用ファイルの提出方法等**
- **4 受付・点検処理、受付結果の連絡**
 - 資料1 特定健診・保健指導システム 送信状況確認画面
 - 資料2 随時データ受付エラー連絡書
- **5 オンライン資格確認等システムへの連携**
 - 資料3 オンライン資格確認等システム 健診データ受領書
 - 資料4 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書
- **6 オンライン提出への変更**
 - 資料5 特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届
 - 資料6 オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書
- **7 その他**

1 業務処理概要

随時提出に係る業務の流れ

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）に対し、保険者が特定健診情報又は40歳未満の事業者健診情報（以下「事業者健診」という。）を閲覧用ファイルとして提出することで、加入者本人や医療機関が健診情報を確認することができます。

なお、事業者健診については、令和6年4月1日以降の健診実施分を提出することができます。



2 閲覧用ファイルの作成

閲覧用ファイルの作成

保険者がDX審査支払機構に報告する閲覧用ファイルは、次に掲げる通知及び仕様等に基づき作成することとなります。

	特定健診（40歳以上）	事業者健診（40歳未満）
厚生労働省 通知・事務連絡	令和5年7月31日付け厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査情報等について」（保発0731第2号）	令和6年1月24日付け厚生労働省保険局長通知「40歳未満の事業主健診結果情報に関する閲覧用ファイルの詳細な仕様及び提出に関する再周知等について」（令和6年1月24日付け事務連絡）
ファイル仕様書	厚生労働省ホームページの「電子的な標準様式 第3期（2018年度～2023年度）」または「電子的な標準様式 第4期（2024年度～2029年度）」に公表されている仕様説明書及びXMLスキーマファイル（※）	厚生労働省ホームページの「電子的な標準様式 第4期（2024年度～2029年度）」に公表されている「保険者から社会保険診療報酬支払基金等への40歳未満の事業者健診結果情報の報告のためのファイル仕様」（※）
DX審査支払機構 のチェック条件	受付時に行う「随時提出データのチェック条件」	受付時に行う「事業者健診データのチェック条件」

※厚生労働省ホームページ

「[電子的な標準様式 第3期（2018年度～2023年度）](#)」 「[電子的な標準様式 第4期（2024年度～2029年度）](#)」

3 閲覧用ファイルの提出方法等

提出方法

- 保険者からDX審査支払機構への閲覧用ファイルの随時提出は、オンラインでのみ提出可能です。現在、オンラインを利用しておらず、実績報告等を電子媒体で提出されている保険者においては随時提出が行えないため、オンラインへの変更をご検討願います。（P11参照）
- 「特定健診・保健指導システム」の「随時データ送信」ボタンより送信することが可能です。詳細な操作手順については、操作手順書を参照願います。操作手順書はDX審査支払機構ホームページまたは「特定健診・保健指導システム」の「マニュアル」ボタンより取得可能です。
- 「特定健診・保健指導システム」による閲覧用ファイルは、平日の9時から21時まで提出（送信）可能です。

「特定健診・保健指導システム」の「随時データ送信」ボタンから送信できます。
(特定健診・事業者健診共通)

DX審査支払機構トップページ (<https://www.hpdex.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒特定健診・保健指導システム（オンライン請求システム）関係

⇒2. 特定健診・保健指導システム操作手順書

⇒**特定健診・保健指導システム操作手順書【運用】編<保険者用>**

4 受付・点検処理、受付結果の連絡

1 受付・点検処理

提出された閲覧用ファイルにおいては、随時、受付及び点検処理を実施し、処理結果を「特定健診・保健指導システム」の「送信状況確認」ボタンからお知らせします。

PDFファイル及びCSVファイルにより受付及び点検処理結果を確認願います。

資料1 特定健診・保健指導システム 送信状況確認画面

「特定健診・保健指導システム」の「送信状況確認」ボタンから受付及び点検処理結果及び資格確認結果を確認願います。

特定健診・保健指導システム

トップページ

費用決済

健診等データ取得

取下げ情報取得

請求情報取得

返戻過誤送信

送信状況確認

受診券・利用券

実績報告

結果データ送信

報告状況確認

資格確認結果

随時データ登録

随時データ送信

送信状況確認

随時ダウンロード

リクエスト

ダウンロード

パスワード変更

マニュアル

お問合せ先

ログアウト

接続先 : 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
利用者名 : オンライン保険者

最終ログイン時間 : 2021/01/05 12:00

送信状況確認

チェック状況が「受付無効」の場合、エラーを修正して再度送信する必要があります。

オンライン資格確認等システムへのデータ送信が完了した場合、資格確認状況に「資格確認完了」が表示されます。
資格確認において誤りが生じているデータについては、資格情報を修正して再度送信する必要があります。

2021/01/05 12:00 現在 [最新状況に更新](#)

受領アーカイブ	送信日時	受付件数	受付エラー件数	資格確認エラー件数	登録件数	チェック状況	資格確認状況
00000000_94899010_2021050200101_1.zip	2021/01/05 12:00	10	3	1	6	チェック完了 PDF エラー 連絡書 CSV エラー 連絡書	資格確認完了 PDF 随時健診 結果 送付済 CSV 随時健診 結果 送付済 PDF 随時健診 結果 送付済 CSV 随時健診 結果 送付済

4 受付・点検処理、受付結果の連絡

2 受付結果の連絡（受付エラーとなった場合）

受付処理の結果、記録条件チェック等によりエラーがあった場合は、資料2「随時データ受付エラー連絡書」によりエラー内容をお知らせします。随時データ受付エラー連絡書に記載されているデータを修正のうえ、再度、閲覧用ファイルを提出願います。

資料2 随時データ受付エラー連絡書

エラーの詳細については、DX審査支払機構ホームページにエラーコード表を掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構トップページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

（特定健診の場合）

⇒3. 随時提出業務

⇒[特定健診等データ収集システム エラーコード表](#)

（事業者健診の場合）

⇒4. 40歳未満の事業者健診情報の随時提出業務

⇒[特定健診等データ収集システム エラーコード表](#)

随時データ受付エラー連絡書			
※本連絡書に記載された事項を修正のうえ、再提出願います。			
令和 年 月 日		医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	
保険者： 御中			
アーカイブファイル名：			
(ファイル識別) (氏名) (被保険者証等記号) (被保険者証等枝番) (エラー状況)	(XMLファイル名)	(郵便番号) (生年月日) (被保険者証等番号) (健診等実施機関番号)	(男女区分)

PDFファイルは受付エラーとなった最大300レコードを表示します。
CSVファイルには最大2,000レコードを記録します。

5 オンライン資格確認等システムへの連携

1 資格確認の実施

資格確認結果は、オンライン資格確認等システムの資料3「健診データ受領書」によりお知らせします。資格確認エラーがあった場合は、資料4「資格確認結果連絡書」により資格確認エラー該当者をお知らせします。

資料3 オンライン資格確認等システム 健診データ受領書

本受領書については必ず発行されます。登録状況を確認願います。

オンライン資格確認等システム 健診データ受領書		
		令和 年 月 日
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構		
保険者:	御中	
アーカイブ名		
健診情報	受付件数	①
	受付エラー件数	②
	資格確認エラー件数	③
	登録件数	④

- ①受付件数
- ②受付件数のうち、受付エラーとなった件数
- ③受付件数のうち、資格確認エラーとなった件数
- ④受付件数のうち、オンライン資格確認等システムへ登録された件数

5 オンライン資格確認等システムへの連携

資料4 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書

本連絡書でお知らせする資格確認エラーは、閲覧用ファイルに記録された資格情報と中間サーバーに登録されている資格情報とが不一致となったものです。

資格確認エラーを解消しない場合、当該エラー分はオンライン資格確認等システムへ登録されず、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認を行うことができません。

オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書			
		令和 年 月 日	
		医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	
保険者： 御中			
アーカイブファイル名：			
(ファイル識別) (氏名)	(XMLファイル名)	(郵便番号) (生年月日)	(男女区分)
(被保険者証等記号)		(被保険者証等番号)	
(被保険者証等枝番)	(健診等実施機関番号)	(健診等実施機関名称)	
(エラー状況)			

1 / 1

PDFファイルは資格確認エラーとなった最大300レコードを表示します。
CSVファイルには最大2,000レコードを記録します。

5 オンライン資格確認等システムへの連携

2 受付結果別対応方法

閲覧用ファイルの受付後、受付エラー及び資格誤りの有無に応じた対応方法は以下のとおりです。

パターン	受付状況	対応方法
①受付エラー：なし ②資格誤り：なし	・提出されたすべての健診情報がオンライン資格確認等システムへ登録されています	対応不要
①受付エラー：なし ②資格誤り：あり	・提出された健診情報のうち、 資格情報が確認されたもののみオンライン資格確認等システムへ登録され、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認が可能です	②資格が誤っているデータを修正し、再提出する
①受付エラー：あり ②資格誤り：なし	・提出された健診情報のうち、 受付エラーが生じていないもののみオンライン資格確認等システムへ登録され、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認が可能です	①受付エラーをすべて修正し、再提出する
①受付エラー：あり ②資格誤り：あり	・提出された健診情報のうち、 受付エラーが生じていないもの、かつ、資格情報が確認されたもののみオンライン資格確認等システムへ登録され、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認が可能です	①受付エラーをすべて修正し、再提出する ②資格誤りについても、受付エラーと併せて修正し再提出する

5 オンライン資格確認等システムへの連携

3 資格確認エラーが発生した場合の対応方法

資格エラー分はオンライン資格確認等システムへは登録されず、マイナポータルで加入者本人による情報確認等を行うことが出来ません。

資格確認エラーは、主に下記の要因で発生しているため、『対応方法』を参照願います。

	状況	対応方法
マイナンバー未登録 中間サーバー未登録	■対象者のマイナンバーが未収集又は未提出のため、中間サーバーに未登録 ■マイナンバーに誤登録がある ■対象者が中間サーバーに未登録	
閲覧用ファイルと 中間サーバーの 記録の不一致	■資格情報が不一致・未記録 (保険者番号・記号・番号・枝番・生年月日) ■記録方法が不一致 例1: 「10」 ≠ 「000010」 (前にゼロ入力) 例2: 「10」 ≠ 「_10」 (前にスペース入力)	

6 オンライン提出への変更

オンライン提出への変更手続き

現在、実績報告等を電子媒体により提出しており、オンラインへの変更を希望される場合は、DX審査支払機構宛てに下記のいずれかの届出を**毎月20日まで**にご提出願います。

後日、「特定健診・保健指導システム」を利用するために必要なログインID・パスワードを送付します。

資料5 特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

DX審査支払機構の費用決済代行業務を利用している場合は所属する都道府県のDX審査支払機構審査委員会事務局へご提出ください。

DX審査支払機構トップページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒様式集

⇒保険者の方

⇒7.特定健診・特定保健指導

⇒**特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届**

資料6 オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書

DX審査支払機構の費用決済代行業務を利用していない場合はDX審査支払機構本部事業統括部へご提出ください。

DX審査支払機構トップページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒様式集

⇒保険者の方

⇒10.特定健康診査等の実施状況結果報告等

⇒**オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書**

7 その他

1 共同情報処理システムを使用した提出

共同情報処理システムを使用して閲覧用ファイルを提出される場合の提出方法及び日程等は、委託ベンダに確認願います。

2 問合せ先

お問合せ先は、DX審査支払機構本部となります。

〒135-0061 東京都江東区豊洲2丁目1番9号 豊洲セイルパークビル7階

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 **データ支援部 ナショナルデータベース課**

TEL 03-3591-7441（代表）

E-mail toukei02@hpdx.or.jp

令和8年度より担当部署が
変更になっています

3 ホームページのご案内

本業務に係るデータのチェック条件等を公開していますので、参照願います。

DX審査支払機構トップページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒保険者の方

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

(特定健診の場合)

⇒ **3. 随時提出業務**

(事業者健診の場合)

⇒ **4. 40歳未満の事業者健診情報の随時提出業務**